

次回の申請に関するご案内

下記の事項をご確認の上、申請書をご提出ください。※申請前に必ず t v k 公式 HP もご確認ください

- (1) 申請の手続きは、下記 6 種の書類を郵送でご提出ください。※原本のみ受付。FAX・メール不可
後日、審議結果をハガキ（または文書）にてお知らせします。

①後援名義等使用申請書（HP より当社指定用紙をダウンロード）

②事業実施計画書（HP より当社指定用紙をダウンロード）

③事業収支予算書（HP より当社指定用紙をダウンロード）

④主催団体の定款または規則

⑤主催団体の役員名簿

⑥前回の同一事業の印刷物（チラシ・パンフレット等）

※⑥に関して、新規事業の場合は提出不要です。

仮作成した今年度版の印刷物があれば、それをご提出ください。

- (2) 申請の手続きは、事業開催の 6 ヶ月～2 ヶ月前までとします。
- (3) 次の事業については、原則として後援等は辞退いたします。
- ①営利を目的としたもの ②個人が主催するもの
③特定団体の思想を PR するもの ④名義申請の依頼主旨・内容・運営などが不鮮明なもの
- (4) 「t v k 賞」の授与をご希望の場合は、賞状は主催者側で全文記入したものををご用意ください。
ご持参いただきましたら、社印を捺印いたします。※2020 年 8 月より賞の名称を「t v k 賞」に統一
尚、副賞・参加賞のお申し込みは特別な場合を除き、辞退いたしますのでご了承ください。
授与者名は次の通りです。

株式会社テレビ神奈川 代表取締役社長 熊谷 典和（くまがい よしかず）

- (5) ポスター・チラシへの社名の印刷は、通知書に印字の「ロゴ」をスキャンしてご使用ください。
他の後援団体がロゴを使用しない場合は同様の字体で統一いただいても結構です。但し、標記は必ず
全角小文字の t v k でお願います。 ※全角小文字推奨。「TVK」「テレビ神奈川」は不可
- (6) 事業の催行について問題が生じた場合は、当社では責任を負いかねますので
主催者側にて処理ください。
- (7) 事業終了後は、速やかに「後援名義等事業実施報告書」を作成し、通知ハガキに記載の審議番号を
明記し、行事の成果物等を同封のうえご提出願います。（HP より当社指定用紙をダウンロード）
- (8) 催事についての取材等のご希望は、弊社報道局（代表 045-651-1711）へ直接ご依頼ください。
- (9) やむを得ない事情で t v k が後援名義の使用を許可した事業の中止、もしくは延期を決定された
場合、t v k の HP から行事内容変更届をダウンロードし、必要事項を記載のうえ郵送ください。
延期の場合は新規日程が決まり次第、改めて後援名義等使用申請書を郵送にてご手配ください。

◆申請に関するお問い合わせ

〒231-8001 横浜市中区太田町 2-23 (TEL 045-651-1711/FAX 045-664-0044)

t v k 営業推進室事業推進部 後援名義担当/齋藤・有田